

介護事業者の事故対応

ショート退所直後に骨折が判明、その責任は？

—「全て賠償しろ」という家族の要求—

■いつ骨折したのか分からない

Mさんは定期的にショートステイを利用しています。ある時、ショートステイを退所し送迎車で自宅に到着した際に、Mさんが足の痛みを訴えました。Mさんは立ち上がることができず、痛みも大きいことから、すぐに救急搬送され、大腿骨の骨折と診断されました。家族は「ショートステイ利用中に転倒して骨折したに違いない。そのまま退所させるなんて言語道断」と怒り心頭です。施設では、すぐにショートステイ利用中の介護記録や事故報告書(ヒヤリハット報告書)などを調べましたが、Mさんが転倒した事実は確認できませんでした。また、ショートステイ利用開始の前日に居宅で転倒して受診していたことから、その時の骨折ではないか、と主張しました。

家族は「自宅での転倒については、すぐに受診しレントゲンの結果骨折は無かった。だから、ショート利用の期間中に間違いない」と主張されます。“手術代などの治療費全額を補償すべき”という家族に対して、施設は「転倒の事実は無く、施設の責任が明らかでないので、賠償金を支払うのは難しい」と回答しました。しかし、家族は徹底的に争う構えなのです。

事故の可能性を推定し施設としての判断を示す

■いつ起きた事故か分からない時は？

施設側の対応としては、判明している事実から施設の事故の状況や原因を推定して家族に説明し、施設の法的責任についての判断を伝えることが必要です。その上で、事故事実の推定などを前提として家族と話し合い、治療費の支払いなどの法的責任の所在について決めなければなりません。



■本ケースの事故の推定は？

判明している事実から、本件の事故事実を検証すると次の通りとなります。

- ・居宅での転倒で骨折した可能性はあるが、受診時に骨折が確認されておらず居宅での骨折の可能性は高くない。
- ・ショートステイ利用中に、転倒の事実は確認されていないが、居室など職員が見てないところで転倒している可能性がある(介護記録が事実の全てではない)。
- ・本人からの痛みの訴えによって受診しているので、骨折してからすぐに痛みが出たと考えられる。ショートステイ利用中、もしくは送迎時の車両乗降介助などの時に骨折した可能性は低くはない。

このように考えると、ショートステイ利用中に発生した骨折事故であると考えるのが、妥当ということになります。しかし、ショートステイ利用中の骨折事故全てが施設の過失になる訳ではありません。ショートステイのサービス利用中に、施設側の過失になるような転倒や介助ミス的事実が無い限り、施設に法的責任は発生しません。

■本ケースの事故の推定は？

家族に対しては「事故に関する調査報告書」として文書で説明することが必要です。「ショートステイ利用中の骨折事故の可能性はあるが、施設が把握している事実からは施設の過失によって骨折が引き起こされたとは考えにくい。よって施設には法的な責任がないと考える」というような、施設側の結論をきちんと明記することです。最後には必ず次のように付け加えます。「私たち施設の職員は法律の専門家ではありません。本報告書でご家族様にご納得いただけないようであれば、あらためて法律の専門家に相談して回答させていただきます」と。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店